

入札金額の内訳書の取扱いについて

(令和6年7月16日改正)

平成26年6月4日に公布された、建設業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第55号）により、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年11月27日法律第127号）が改正され、南あわじ市が発注する建設工事（以下「市発注工事」という。）の入札について、入札及び契約における不正行為の排除を徹底するとともに、入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）の適正な積算を促進するため、入札金額に関わらず、全ての入札参加者に入札金額の内訳書（以下「内訳書」という。）の提出を求めることとします。

1. 提出が必要となる工事

市発注工事のうち、平成28年4月1日以降に入札公告及び入札通知する入札案件。

2. 記載すべき事項

(1) 内訳書に記載すべき事項は、以下のとおりです。

| |
|---|
| 商号又は名称、住所、代表者の氏名及び押印（電子入札による場合は、押印は不要）、設計図書に記載された工事番号及び工事名、工種区分・工種（建築等で、種目・科目に区分されている場合は、種目・科目）の金額。 |
|---|

※工種区分・工種等（建築等で、種目・科目に区分されている場合は、種目・科目）については、入札公告又は入札通知の際に『本件の内訳書』として示すものとする。

(2) 以下に該当する場合については、より詳細な内訳書を別途要請する場合があります。

① 不自然さがあると判断した入札

② 談合等の情報等の落札者（落札候補者）と入札の結果による落札候補者が一致した入札

(3) 入札公告又は入札通知の際に内訳書の様式を提供した場合については、原則としてその様式を使用し、上記(1)の内容を記載してください。ただし、上記(1)の記載内容を満たしていれば、任意の様式でも可とします。

(4) 総合評価落札方式の場合には、技術提案に要する費用を含めた金額で入札することとし、内訳書にも技術提案の内容を反映してください。

3. 入札参加者への周知

内訳書の提出について、入札公告又は入札通知書に記載すること等により周知します。

4. 提出の方法

(1) 内訳書は、入札書と別に封入し、入札書と併せて提出するものとします。

(2) ただし、電子入札システムを使用して実施する入札（以下「電子入札」という。）による場合の内訳書の提出方法については、南あわじ市電子入札運用基準（平成26年11月1日付）（以下「電子入札運用基準」という。）第9条又は第15条第3項第2号の規定

によるものとします。

- (3) 内訳書は、第1回入札時に、提出を求めるものとします。

5. 内容の確認

- (1) 内訳書の内容の確認は、入札公告又は入札通知書に記載しているとおりとします。
- (2) ただし、電子入札による場合は、電子入札運用基準第18条の規定によるものとします。
- (3) 内訳書の内容について、入札者に説明を求める場合があります。

6. 入札を無効とする基準

内訳書が次に掲げる事項に該当する場合は、入札を無効とします。

- ① 内訳書の全部、又は一部が未提出の場合
- ② 上記2.(1)に規定する記載すべき事項の記載がない、又は誤りがある等により工事内容及び意思表示が不明な場合
- ③ 入札書に記載された入札金額と内訳書の工事価格が一致しない場合（ただし、内訳書の合計金額の1万円未満の端数を切り捨てた額を入札書記載金額としている場合は無効としない。）
- ④ 内訳書に記載された各項目の金額から工事価格算出に至る過程において齟齬が生じている場合（タテヨコ計算に違算がある場合等）
- ⑤ 値引き、減額の項目が計上されている場合（ただし、スクラップ控除等マイナス計上すべきものを除く）
- ⑥ 自己積算していない場合
- ⑦ 他者に自らの入札金額および内訳書の内容等を漏らした場合
- ⑧ 電子入札において、入札書提出の際に内訳書を提出できない場合（ただし、電子入札運用基準第10条により、持参により提出を求める場合を除く。）
- ⑨ 内訳書に記載された工事価格が訂正されている場合、及び誤字、脱字、鉛筆書き等のことなく意思表示が不明な場合。
- ⑩ その他重大な不備がある場合（発注者名の誤り等）

7. 提出された内訳書の取扱い

- (1) 入札書の提出以降における内訳書の差替え、追加は認めません。ただし、上記5(3)の規定により必要と認め入札者に追加で資料の提出を求める場合は、この限りではない。
- (2) 提出された内訳書は返却せず、他の入札関係書類と併せて発注担当課にて保管します。
- (3) 提出された内訳書については、必要に応じて公正取引委員会等へ提出することができるものとします。
- (4) 提出された内訳書については、南あわじ市情報公開条例に基づく開示の対象とします。

建設業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第55号）

（入札金額の内訳の提出）

第十二条 建設業者は、公共工事の入札に係る申込みの際に、入札金額の内訳を記載した書類を提出しなければならない。

